

目指せ 1 億円品目の産地化！

J A 十日町 園芸拡大プロジェクト

【目的】

コメの消費減退が進み、稲作経営の先行きが不透明な中、園芸品目の生産拡大により生産者の所得増大を図る

【取組期間】

令和2年度～令和5年度まで

【実施内容】

営農事業推進積立金から園芸振興基金に組換えを行い、園芸生産に必要な機械・施設の導入経費の一部を助成するものとする

【対象者】

下記のいずれかに該当する農業者

- (1) 法人または個人の認定農業者
- (2) 集落営農組織、生産組織・JAの生産部会の構成員
- (3) その他、計画が事業目的に合致していると認められるもの

【対象品目】

- (1) カボチャ、ネギを中心に生産拡大し、販売額1品目1億円を目指す
- (2) 耐雪ハウス等による周年栽培品目の試作
- (3) アスパラ植栽・改植で生産拡大（省力、高齢者対応）
- (4) その他園芸品目の生産拡大
- (A) 生産拡大のための機械または施設導入費用
- (B) 圃場の排水処理費用（業者委託費・リース料・排水資材費等）

【対象助成金額】

- (1) ハウス等の施設については対象費用の最大50%（上限100万円）
- (2) 出荷調整機械等については対象費用の最大50%（上限100万円）
- (3) 機械導入については対象費用の最大50%（上限30万円）
- (4) 排水処理については対象費用の最大50%（上限20万円）
- (5) 新規・増反分の種苗については対象費用の最大100%（上限5万円）
※対象品目はJA主要6品目（ネギ、カボチャ、人参、トマト、ナス、アスパラ）とする。
- (6) 1事業年度において上記項目の重複は認めるが、可能な限り行政の補助事業や県連の農業応援ファンドと併用すること。但し、事業費を超えての助成は行わない。

【本事業の参加要件】

- (1) 当該園芸品目の作付面積または販売金額が目標年度で概ね15%以上増加すること
- (2) 当該機械・施設を耐用年数以上の期間にわたって維持管理できること
- (3) 導入機種に事故あるときは、自己責任において原状復帰すること
※本事業の申込時に計画書に明記すること

【お問い合わせ先】 営農生活部 園芸畜産課 （757-1573）まで

